

# 厚木市保健福祉センター会議室の使用の廃止について

## 1 保健福祉センター会議室の使用の廃止について

現在、建設中の複合施設につきましては、厚木市保健福祉センター（以下「保福C」という。）の2階と渡り廊下で接続し、一体の建築物となります。保福Cとの接続箇所には、児童発達支援センター「ひよこ園」（以下「ひよこ園」という。）の事務室があり、その一部が廊下になるため、事務室としての機能が継続できないことから移転先を選定する必要があります。

また、今年度の機構改革に伴い、こども家庭センター（以下「こ家C」という。）が新設され、第二庁舎から旧家庭相談課が保福Cの5階視聴覚室及び3階保健センターの歯科検診室等に移転しておりますが、事業の適正な実施と市民サービスの更なる向上を図るため、こ家Cの事務室と歯科保健事業の実施場所を適切な位置に再配置する必要があります。

以上のことを踏まえ、現在、一般に貸し出している会議室 501 及び 502 の用途を廃止し、事務執行に必要な諸室として活用するものです。

## 2 施設の概要

■所在地 中町一丁目4番1号 保福C(5階)

■利用時間 午前9時から午後9時まで

■対象部分の延べ床面積 133.96㎡

■諸室の配置 501 会議室 79.07㎡

502 会議室 54.89㎡

■利用状況

年度	501		502	
	延べ利用人数	稼働率	延べ利用人数	稼働率
平成30年度	2,279人	17.0%	1,975人	22.2%
令和元年度	2,523人	17.7%	1,745人	19.1%
令和6年度	291人	4.9%	82人	2.2%

※令和6年

度は12月末現在（行政利用を除く。）

## 3 複合施設と保福Cの接続の必要性

隣接する複合施設と保福Cを渡り廊下で接続することで、雨風の影響なく施設間の往来が可能となり、市民の皆様の利便性向上を図るとともに、施設の一体化により、維持補修費の軽減と施設運用の効率化につなげるものです。

## 4 こ家Cの事務室を5階に集約する必要性等

令和4年の児童福祉法改正を受け、本市では、令和6年4月にこ家Cを保福C内に設置しましたが、こ家Cが取り扱う児童虐待やDVの相談業務については、スペースの都合で5階の視聴覚

室と相談室3部屋、3階の歯科検診室に、事務室機能が分散する形となりました。

5階の視聴覚室を事務室として利用し、緊急時におけるDV被害者や児童虐待の相談を3階の歯科検診室と5階の相談室で実施していますが、業務を進めていく中で、3階は緊急時に事務所と場所が離れていること、乳幼児を始め多くの方が利用するフロアのため相談の秘匿性や安全の確保という面で改善が求められています。

一方、3階の歯科検診室で行われていた歯科保健事業は、現在、別の部屋で実施していますが、歯科検診室は衛生面への配慮から水道設備を有しており、歯科保健指導などを行う専用の部屋であるため、本来の用途として利用することが望まれています。

以上のことから、こ家Cが行っている業務の特殊性を鑑み、事務室機能を5階に集約するとともに、歯科検診室を本来の用途に戻すことで、事業の適正な実施と更なる市民サービスの向上を図るものです。

## 5 事務室の代替場所として会議室を選定した理由

- ・保福C4階にあるひよこ園の保育室と事務室が現状よりも近くなるため、緊急時の誘導などサポート性が向上する。
- ・現状のひよこ園事務室の規模(73.32㎡)と近似する会議室501(79.07㎡)が代替場所とする。(会議室502は54.89㎡のため狭い)
- ・こ家Cは、児童虐待やDV相談等において、加害者から被害者を安全に守るという業務の特殊性から、事務室と相談室を同一階に配置し、被害者のプライバシーを保護する環境を整えるため、会話も外に漏れない会議室502を代替場所とする。

## 6 会議室の代替施設について

会議室の代替施設については、保福C4階にあるボランティアセンターの研修室・作業室を始め、近隣にある市民交流プラザや、公民館などが代替施設として利用できることを会議室501及び502の利用者に丁寧に御案内します。

### ■ ボランティアセンターの利用状況

年度	研修室 86.29㎡		作業室 40.89㎡	
	延べ利用人数	稼働率	延べ利用人数	稼働率
令和5年度	11,995人	45.39%	3,707人	28.11%
令和6年度	9,908人	46.96%	3,012人	28.89%

※令和6年

度は12月末現在

## 7 厚木市立保健福祉センター条例の改正について

厚木市立保健福祉センター条例 第4条会議室等に会議室501及び502を位置付けているため、使用を廃止する条例改正が必要となります。

## **8 今後のスケジュール**

条例改正に向け、次のとおり市民参加手続き等を実施します。

令和7年2月5日 意見交換会

3月1日～3月31日 パブリックコメント

5月31日～6月24日 第3回会議(6月定例会議)

7月 条例改正の施行

9月～11月 会議室501を事務所に改修

令和8年1月上旬 2階から5階に事務室移転

令和8年1月中旬 連絡通路工事開始